

# 幼保連携型認定こども園

## 東山ぽぽこども園・東山ぽぽこども園分園重要事項説明書

令和7年4月1日現在



### 1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 ほっとスマイル
代表者名	理事長 東野 弘美
事業者の所在地	兵庫県西宮市東山台1丁目106番2
定款の目的に定めた事業	<input type="checkbox"/> 第2種社会福祉事業（幼保連携型認定こども園の経営・一時預かり事業・障害児通所支援事業・障害児相談支援事業・利用者支援事業） <input type="checkbox"/> 公益事業（企業主導型保育園の経営）

### 2. 園の概要

名称	(1) 幼保連携型認定こども園 東山ぽぽこども園 (2) 幼保連携型認定こども園 東山ぽぽこども園分園
所在地	(1) 西宮市東山台1丁目106番2号 (2) 西宮市東山台1丁目11番1号
電話番号	(1) 0797-63-1332 (2) 0797-91-2242
認可年月日	令和2年4月1日
施設長名	園長 藤本 恵里
沿革	平成17年4月 東山ぽぽ保育園開園 定員30人 平成18年4月 定員変更 定員45人 平成22年4月 東山ぽぽ保育園分園開園により定員変更 90人 本園45人分園45人 平成25年4月 東山ぽぽ保育園分園増築により定員変更135人 本園46人分園89人 令和 2年4月 認可保育所から幼保連携型認定こども園に移行。同時に 東山ぽぽ保育園を幼保連携型認定こども園 東山ぽぽ こども園に、東山ぽぽ保育園分園を幼保連携型認定こど も園 東山ぽぽこども園分園に名称変更。

### 3. 施設の概要

#### ・本園

敷地 面積	1031.00 m <sup>2</sup>
建物	鉄筋コンクリート造 2階建て 1階部分 延べ床面積 547.92 m <sup>2</sup>
施設の内容	乳児室・ほふく室3室、調乳室、調理室、保育室1室、ランチルーム兼ホール、乳幼児用トイレ2箇所、子育て支援室兼一時保育室、事務室、玄関ホール、駐車場5台
設備の種類	冷暖房（乳児室・保育室全室床暖房）

#### ・分園

敷地 面積	1488.39 m <sup>2</sup>
建物	鉄骨 ALC 造 2階建て 延べ床面積 684.85 m <sup>2</sup>
施設の内容	乳児室・調乳室、調理室、保育室 5室、ランチルーム兼ホール2室、乳幼児用トイレ2箇所、会議室、和室、倉庫2箇所、シャワー室、障害者用トイレ1箇所、大人用トイレ3カ所、エレベーター、駐車場5台
設備の種類	冷暖房（保育室・ホール床暖房）、避難滑り台

### 4. 園の方針

【運営理念】	子どもの幸せを第一に考えるこども園 地域の環境や人を資源として最大限活かすこども園 地域住民に認知され、愛されるこども園
【保育理念】	子どもの今を大切に育み、子どもが豊かな自分づくりをするための基礎を培う。
【基本方針】	*子ども一人ひとりの個性を大切にし、ゆっくり、ゆったり見守ります。 *子どもとまわりの大人たちが日々の営みを通して共に育ちあいます。
【保育目標】	認定こども園教育・保育要領に示される「幼児期の終わりまでに育てたい10の姿」を育ちの方向性として目指す。

### 5. 定員（令和6年4月1日現在）

#### ・本園

	0歳児	1歳児	2歳児	合計
3号定員	6	22	12	40

#### ・分園

	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1号定員		3	3	3	9
2号・3号定員	12	25	26	26	89

## 6. 職員体制（令和6年4月1日現在）

園長	1人
主幹保育教諭	2人以上
保育教諭	15人以上 (常勤13人以上、非常勤3人以上)
栄養士・調理員	4人以上 (常勤2人以上、非常勤2人以上) うち管理栄養士1人
保育補助	4人以上
学校医師	1人
学校歯科医	1人
学校薬剤師	1人

※職員の配置は市設備基準条例で定める配置基準以上とし、職員数は入所人数により変動することがある。

## 7. 提供する保育サービス

サービス名	有無	内 容
保育標準時間の延長保育	○	午後6時30分から午後7時00分まで なお、延長保育は定員15人です。
保育短時間の延長保育	○	(1) 午前7時30分から午前8時30分まで (2) 午後4時30分から午後6時30分まで
あゆみ保育 (障害児保育)	○	障害のある児童や特別な支援が必要な児童を、集団生活において他の児童と共に育ち合えるよう保育する。
一時預かり	○	
地域子育て支援事業	○	園庭開放、短期体験保育等

## 8. 学年及び学期

本園の教育に係る学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

学期は次のとおりです。

第1学期	4月1日から 8月31日まで
第2学期	9月1日から 12月31日まで
第3学期	1月1日から 3月31日まで

## 9. 開所日・開所時間及び休所日

開所日	月曜日から土曜日まで
教育標準時間認定 (1号認定)の子ども に係る休業日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土曜日</li> <li>・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</li> <li>・春季休業（3月25日から3月31日）</li> <li>・夏季休業（8月11日から8月17日）</li> <li>・冬季休業（12月28日から1月5日）</li> <li>・自然災害その他急迫の事情があるとき</li> </ul>
保育認定(2・3号認定) の子どもに係る 休業日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</li> <li>・年始休日（1月2日及び1月3日）</li> <li>・年末休日（12月29日から12月31日）</li> <li>・自然災害その他急迫の事情があるとき</li> </ul>

開所時間	午前 7 時 30 分から午後 7 時 00 分まで
教育標準時間認定	午前 8 時 30 分から午後 1 時 30 分
保育標準時間認定にかかる保育時間	午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで（うち保育が必要と認められる時間）
保育短時間認定にかかる保育時間	午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで（うち保育が必要と認められる時間）
延長保育時間	午後 6 時 30 分から午後 7 時 00 分まで ※本来は午後 7 時以降の預かりはありませんが、やむを得ない場合に限り午後 7 時以降の延長保育を行う場合があります。 ※但し、土曜保育は午後 6 時 30 分まで。延長なし
保育短時間延長保育時間	(1) 午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分まで (2) 午後 4 時 30 分から午後 6 時 30 分まで
教育標準時間預かり保育	(1) 午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分まで (2) 午後 1 時 30 分から午後 6 時 30 分まで

※保育必要量（保育標準時間・保育短時間）など、支給認定の内容に変更がある場合は、必要書類の提出が必要です。

利用中の保育施設に提出する場合は変更月の前月 20 日（休所日の場合は直前の開所日）までに、西宮市保育入所課に提出する場合は変更月の前月 25 日（閉庁日の場合は直前の開庁日）までにご提出ください。支給認定の内容は翌月の 1 日から変更しますので、月途中での変更はできません。

◎保育時間は、保護者の方の勤務時間と送迎に要する時間によって、個々に決まります。入園時にお渡しする「保育時間の決定(変更)について」でお知らせしています。

## 10. 利用者負担

(1) 保育にかかる利用者負担金 ~口座振替により、園に直接お支払いいただきます。~

西宮市が定める利用料となります。（「3歳児クラス以上」及び「0歳から2歳児クラスの市民税非課税世帯」の児童にかかる保育料については無償）

なお、次の場合は保育料の日割り計算を行います。

- ・月途中退所の場合
- ・災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされない場合

(2) 延長保育に係る利用者負担金（2号・3号認定）

項目	金額
延長保育に係る時間外保育料（※）	0～2歳児 月額 5,000円 1回 500円 3歳児以上 月額 3,000円 1回 300円
保育短時間認定に係る時間外保育料（※）	0～1歳児 1時間 600円 2歳児以上 1時間 500円
午後 7 時以降の時間外保育料	5分ごとに 200円

(※)市民税の非課税世帯(ひとり親世帯等に限る)並びに生活保護世帯は、免除とします。

- ・午後 6 時 31 分以降に子どもさんを保育する必要があると認められた場合、延長保育を利用することができます。補食（おにぎり程度）があります。但し、連絡がなく延長時間になった場合は「一時利用」扱いとなり、利用料をいただきます。捕食の用意ができない場合があります。

## <利用方法>

保育標準時間認定の方は、月極でお預かりする「継続利用」と「一時利用」があります。「継続利用」される方は「延長保育申請書」を提出していただきます。「一時利用」の方は、分かった時点で、早めに連絡してください。なお、延長保育については、園の保育の体制の都合で、お受けできない日があります。その場合は事前にお知らせいたします。

### (3) 預かり保育料（1号認定）

項目	金額
教育標準時間認定を超えた預かり保育料	1時間 100円

但し、西宮市指定の健康診断が午後1時31分以降にある場合のみ、健診終了時刻までは免除とします。

### (4) 給食費・上乗せ・実費徴収分

項目	金額
3歳児以上に係る主食費	月額 1,000円
3歳児以上に係る副食費	月額 5,000円
出席ノート・シール（3歳児以上）	実費 630円（年一回）
教材費（粘土・粘土ケース・粘土板・水性マーカー・自由画帳・はさみ・のり・クレパス）（3歳児以上）～園推奨～	実費 3,165円（3歳児進級時のみ）
おむつのサブスク（必要な年齢児のみ任意）	1ヶ月 2,508円
お楽しみ会・やつとこ材料費（5歳児のみ）	年額 650円
行事費（3歳児以上の遠足等）	実費 観光バス代、入場料等
アルバム代（5歳児のみ任意）	実費 枚数・部数により変動
一時預かり事業利用者負担金（※）	0～1歳児 1時間 600円
一時預かり事業利用者負担金（※）	2歳児以上 1時間 500円
一時預かり利用料保護者負担金（給食代）	1食 400円
一時預かり利用料保護者負担金（おやつ代）	1食 50円
コドモン登降園管理システム ICカード	実費 1枚 385円（希望者）
スポーツ振興センター利用者負担金	年額 240円

（※）所得税及び市民税の非課税世帯（母子・父子世帯等に限る）並びに生活保護世帯は、減免を受けられる場合があります。

主食費・副食費は、同一月中において保育の利用が1日もなかった場合は当該月の利用者負担金は免除とします。災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされない場合は、主食費及び副食費の日割り計算を行います。副食費は市民税所得割合算額が57,700円未満の世帯や、所得割合算額が77,101円未満のひとり親世帯等、収入にかかわらず保育所・幼稚園等に在籍している年齢の高いきょうだい等から数えて第3子以降の子、生活保護及び里親の世帯は、副食費が免除されます。

## 1 1. 園の一日

時間帯	0歳児	1・2歳児	3歳児以上
7:30	順次当園	順次登園	順次登園
8:30	遊び	遊び	登園（1号）
	牛乳・ミルク	牛乳	遊び
9:00	必要にあわせて睡眠	遊び	
11:00	遊び		
	食事	食事	食事
13:30	※ひとり一人の生活リズム に沿って	午睡	降園（1号）午睡
15:00	午睡・おやつ・遊び 順次降園	おやつ・遊び 順次降園	おやつ・遊び 順次降園
18:30	延長保育（補食）	延長保育（補食）	延長保育（補食）

※これはあくまでも目安です。子どもさんの生活リズムは、ご家庭での過ごし方などで変わってきます。ご家庭と連携をとりながら、その日の体調や機嫌や興味など、個々の子どもさんの状況に応じて、多様な対応をしていきます。0歳児は、個々の発達や生活リズムに応じて過ごしています。

## 1 2. 年間行事

行事計画		保健衛生計画
4月	入園式	
5月	クラス懇談会 地域内遠足（3～5歳児） 交通安全教室（3～5歳児）	
6月	遠足（3～5歳児） 保育参加・参観 個人懇談（6月～8月）	
7月	七夕 プール遊び	身体計測（乳児は毎月）
8月	お楽しみ会（5歳児）	健診（月例・眼科・耳鼻科・歯科）
9月		視力検査（3～5歳児 年1回）
10月	◎運動会（2～5歳児） 遠足（3～5歳児） 地域内遠足（2歳児）	聴力検査（4・5歳児 年1回）
11月	芋ほり（5歳児） 人形劇鑑賞	歯磨き指導（6月頃）
12月	◎ぽぽフェスタ（3～5歳児） クリスマス会	尿検査（3歳児以上・11月頃）
1月	もちつき 個人懇談（12月下旬～順次） 交通安全教室（2～5歳児）	砂場回虫卵検査
2月	節分 クラス懇談会	砂場熱処理（1月頃）
3月	ひなまつり お別れ会 お別れ遠足（5歳児） 卒園式（5歳児）	
毎月	誕生会（2歳児以上） 避難訓練を実施します	

幼児クラスは年に  
弁当日を計画して  
います。  
3・4回程度

※園行事は時期・内容が変更になる場合もあります。詳しくは年間行事予定でお知らせします。

◎は、対象の保護者の方に参加していただく行事です。

### 1.3. 給食について

給食の方針	食事は保育の柱です。新鮮な食材を使用し、天然だしを使用した和食を中心に薄味を心がけています。また、郷土料理や世界の料理で様々な味を体験することや、友だちと一緒に食べることで、食事の楽しさを覚えてほしいと思います。また、添加物や加工食品は使用せず、半調理品や冷凍調理品も使っていません。栄養士と調理員、担当保育教諭がそれぞれの専門性を活かしながら、様々な食育の取り組みを進めています。
給食の提供を行う日	保育の提供をする日は、食事の提供を行いますが、行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。 献立表は、毎月のお便りで別途お知らせします。
アレルギー等への対応	西宮市が策定する「園における食物アレルギー対応の手引き」に基づき、適切な対応に努めています。 アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限り子どもさんに合わせていきますので、あらかじめご相談ください。 *除去が必要な方は、医師の診断が必要です。 *必ず「アレルギー疾患生活管理指導表」を主治医に記入していただき、提出してください。 *「アレルギー除去食連絡票」を使用し、除去の内容に変更が生じた場合は必ず記入し、提出してください。
その他の衛生管理等	日々の健康管理、確認及び検便検査の実施（月に2回）による調理従事職員の健康管理を徹底しています。調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

### 1.4. 地域との交流・子育て支援事業

○子どもたちがいろいろな人との関わりをもつことを大事に思っています。

- ・ぽぽディ名塩駅前と交流をしています。
- ・ぽぽおうちぐみと交流をしています。
- ・生瀬ぽぽこども園と交流をしています。
- ・名塩保育園と交流をしています。
- ・小学校との滑らかな接続を目的に東山台、名塩、生瀬の各小学校と交流をしています。

○地域の在宅家庭の子育て支援をしています。

- ・一時預かりをしています。
- ・子育て教室をしています。
- ・園庭開放をしています。
- ・預かりあい保育のグループ作りをしています。

### 1.5. 実習生の受入れについて

次世代育成を担う保育士の人材育成を願い、次のように実習生の受入れをしています。

- ・関西学院大学 保育実地研修
  - ・関西学院短期大学 保育実習
  - ・武庫川女子短期大学 保育実習
- その他、多数の養成校から受け入れています。

## 1 6. トライやるウィークの受け入れについて

目的を『地域の人々との交流を持つことにより、子どもの社会体験の場を広げ社会性を育てる』『中学生をはじめ地域の人々に園や子どもへの理解を得る』とし、塩瀬中学2年生の生徒を園で5日間受け入れます。

## 1 7. 緊急時等の対応方法

入所児童に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等に連絡します。また、学校医又は主治医に相談する等の措置を請じます。

保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、当園が責任を持ってしかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承願います。

### 【学校医】

小児科	濱本 健次郎医師	0797-63-2588	西宮市東山台 1-10-3
耳鼻咽喉科	三木 祐一郎医師	0797-62-1656	西宮市名塩新町8エコール名塩5階
眼科	辻 孝仁 医師	0797-63-1113	西宮市名塩新町8エコール名塩5階
歯科	谷田 英輔 医師	0797-61-2000	西宮市東山台 1-10-5

### 【学校薬剤師】

薬剤師	中川 朋美 薬剤師	0797-61-0122	西宮市東山台 1-10-2 ナシオン中川薬局
-----	-----------	--------------	---------------------------

### 【主に利用している医療機関】

内科	浜本医院(内科・小児科)	0797-63-2588	西宮市東山台 1-10-3
総合	宝塚第一病院(小児外科)	0797-84-8811	宝塚市向月町 19-5
歯科	タニダ歯科医院	0797-61-2000	西宮市東山台 1-10-5
眼科	つじ眼科クリニック	0797-63-1113	西宮市名塩新町8エコール名塩5階
耳鼻科	みき耳鼻咽喉科	0797-62-1656	西宮市名塩新町8エコール名塩5階
皮膚科	谷口皮膚科	0797-63-2460	西宮市名塩新町8エコール名塩5階
形成外科	柳沢形成外科	0797-72-2202	宝塚市宝塚南口 1-8-26 2階
整形外科	なじお山下整形	0797-62-1656	西宮市名塩新町8エコール名塩5階

## 1 8. 安全対策

非常災害に関しては具体的な計画を立て、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、必ず毎月1回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施します。

### ○避難訓練・・・毎月1回避難訓練を実施しています。

想定を「火災」「地震」「不法者侵入」とし、時間帯もいろいろなパターンを設定しています。

- ・「火災」の場合の第一避難場所は、塩瀬中央公園
- ・「地震」の場合の第一避難場所は、東山台小学校
- ・「不審者侵入」については、県警ホットラインを設置。危険を感じたときはホットラインを押すことで、直接県警に連絡できます。

## ○モニター付きインターほん

登降園には、インターほんをご利用ください。お顔を確認して開錠します。確認できない場合は「クラスと名前」をお願いします。

## ○緊急時は「コドモン」のお知らせ一斉配信と西宮よい子ネットより情報の配信を行います。

- 緊急時とは
- ①天変地異の場合の状況、お迎えについての連絡
  - ②園で緊急事態が生じた場合の連絡
  - ③運動会・遠足などが中止の場合の連絡
  - ④その他

## 19. コドモンについて

「コドモン」とは、連絡帳や登降園管理、園からのお知らせ・お便り・行事予定・献立表・緊急連絡等の配信を行う連絡ツールです。

お知らせ等を配信する場合とは、下記の通りとなりますので、保護者の皆様におかれましては、これらをご了承いただいた上で、個々でご登録いただきますようお願いします。登録方法の詳細につきましては、別紙をご参照ください。

※登録無料、別途通信料がかかります。

## 20. 虐待防止のための措置

「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」が改正され、児童虐待の防止について、こども園は児童福祉施設として重要な役割を担っています。子どものしつけに際して、身体的苦痛（叩く、蹴る、物を投げつける等）は体罰とみなされ、「虐待」にあたります。また、暴言、配偶者間の争いを見せる等、子どもの心理面に悪影響を与えることも「虐待」とみなされます。  
その他にも下記の表に規定されているものは「虐待」となり、あてはまるようなことがあれば、こども園は、法律に基づき市へ通告する義務があります。

### 【定義と種別】（児童虐待の防止等に関する法律で規定）

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、つねる、投げ落とす、物を投げつける、激しく揺さぶる、火傷を負わせる、溺れさせる、鼻と口をふさぐ、しつけと称する体罰 等 ※程度や強さによらず、その行為自体が「虐待」に当たる。
性的虐待	子どもへの性的行為、性器や性的行為を見せる、子どもへの過剰なスキンシップ 等
ネグレクト	家（部屋）に閉じ込める、食事を与えない（頻繁な欠食）、ひどく不潔、不適切な衣服、自動車（自転車）に放置する、子どもを残して外出する、保育所に理由なく行かせない、治療や処置が必要だが受診させない、子どもの安全への配慮を怠る（ケガが絶えない） 等
心理的虐待	著しい暴言や言葉による脅し、拒絶的な対応、きょうだい間での著しい差、子どもの面前で行われるDV（暴言暴力） 等

- ・ その他、虐待であるかどうかに関わらず、子どもに心配なケガやあざがあった場合には、こども園として法律に基づいて市に通告する必要があります（虐待かどうかを判断するのは、こども園ではありません）。市に通告することにより、子どもと保護者を支援するために関係機関で連携を図ることができ、その家族をサポートする体制を整えます。こども園は、子どもを大切に思う保護者と同じ思いで対応を行います。
- ・ 当こども園は、子どもの人権擁護、児童虐待の防止を啓発・普及するための研修等を、職員に対し実施しています。

## 2.1. 加入している損害賠償責任保険

損害保険等の種類	スポーツ振興センター学校災害給付金 施設賠償責任保険（損保ジャパン）
損害保険の内容	負傷・疾病・障害・死亡
給付内容	スポーツ振興センター災害給付金 損保ジャパン医療費、障害・死亡見舞金

## 2.2. お願い

### 【朝の欠席や遅刻の連絡について】

- ・ 休む時や遅くなるときは、午前9時までに連絡をお願いします。散歩に出かけるのを待つなど、クラスの日課の変更を余儀なくされることがあります。
- ・ 遅刻時に散歩の活動をしている際は、散歩先まで送っていただくことになります。

### 【送り迎えは】

- ・ 原則として保護者がしましょう。
- ・ 遅くなる時や、代わりの人が迎えにくるときは前もって必ず連絡をお願いします。  
(連絡なしに、予定外の人に子どもさんをお渡しすることはできません。)

### 【送り迎えの時には】

- ・ 部屋に入る時は必ず手を洗って（またはアルコール消毒して）お入りください。
  - ・ 出入りのときは、子どもが勝手に飛び出して行かないよう、必ず送迎者と一緒に出入りをお願いします。
- ※ドアの開閉は子どもにさせず、大人が責任を持っててしまう。子どもがふざけて閉めて、体が挟まると大怪我につながります。
- ・ 掲示物に目を通しましょう。
  - ・ 必ず保育教諭にお声かけいただき、確実に子どもさんの受け渡しをお願いします。

### 【自動車での送迎は】

- ・ 必ず駐車場に止め、路上駐車はおやめください。近辺住民の方に迷惑がかからないようにしましょう。
- ・ 駐車台数に限りがあるため、駐車場は譲り合ってご利用ください。子どもさんの受け渡し後は速やかに出庫しましょう。
- ・ 許可のない方の駐車場の利用はできません。

### 【勤務状況が変わった時は】

- 保育時間は勝手に変更することはできません。退職した、転職した、勤務場所が変わったなどのときには、必ず退職届や勤務証明書の再提出と保育時間の変更届の提出をお願いします。(場合によっては、保育必要量の認定変更があります。)  
※求職中や育児休業中、休暇中の平日の保育許可時間は8時半～16時半です。

### 【住所、電話番号が変わったら】

- 緊急連絡票に新しい住所をご記入いただきますのでお知らせください。携帯電話番号、メールアドレス、保護者以外の連絡先などもお願いします。コドモン内の訂正もしてください。

### 【保護者が変わったら】

- 親権者の変更など、子どもさんにかかわることをお知らせください。

### 【保育許可時間は】

- 必ず守りましょう。

### 【土曜保育について】

- ご両親ともに勤務がある場合等で、対象児が決定します。

### 【登園時の健康観察について】

- 登所時に、子どもさんの体調、家庭でできたケガやあざ等について保護者からのご報告をお願いします。それをもとに、保育中の子どもさんの健康観察を丁寧に行います。
- 保育中に子どもさんのケガやあざ等に気づいた場合、確認のため保護者に連絡をさせていただくことがあります。

### 【病後の登園時の注意事項】

- 昨夜熱があったとか、ご家庭でけがをしたなど健康上に変わったことがあれば、登園時に必ずお知らせください。
  - 前日に発熱、嘔吐、下痢、発疹などがあった場合
  - 当日朝に発熱、嘔吐、下痢、発疹などがあった場合
  - 機嫌が悪い、元気がなく顔色が悪い場合
  - 咳・鼻水がある場合
  - 通院した場合（病院名、病名と症状をお知らせください）

上記の①～④の場合は登園時に検温をお願いする場合もあります。また、保育中に体調が悪くなった時には早めにお知らせいたします。全身症状を見て、熱がなくてもご連絡する場合がありますのでご了承ください。

保護者の方がすぐに対応できない場合には、園でもできる限りの対応はしたいと思っておりますが、子どもさんの容体は急変しやすいので、できる限り早くのお迎えと受診をお願いいたします。

## 【こども園に行っても大丈夫?】

病気やけがの後に登園される時は、医師に「こども園に通っている」ことを話し、登園してもよいかどうかを確かめてください。

持病のある子どもさんは必ず入園の際にお知らせください。(アレルギー、けいれん、心臓病、喘息等)

## 【退園します】

月初めにかかりますと保険料納入に關係いたしますので、退園をお決めになりましたら早めにお知らせください。退園届をご記入いただき、西宮市に提出いたします。

## 【転園します】

他の保育園・こども園に転園されるときは、お知らせください。

転園届を西宮市へ提出いたします。

## 【けがに備えて】

ご家庭で子どもさんが過ごすのと違い、ひとりで何人の子どもを担当するこども園では、転倒や打撲、喧嘩による引っかき傷など、どうしても大人が間に合わない怪我があります。受診が必要と判断したけがについては、保護者の方に連絡し、園から近隣の医院を受診します。健康保険を使用しますので、後で保険証をご持参いただきます。また、園も一部負担しスポーツ振興センターの学校共済に加入しています。医療費は一旦、園で立て替え、保護者負担分を共済金で相殺後、残額をお渡ししています。

\*スポーツ振興センターの学校共済制度については、入園時の資料一式としてお渡ししています。

## 【発熱について】

- 朝の体温が 37.5 度以上でなおかつ、24 時間以内に複数回嘔吐したときなど、子どもさんが体調不良の時には、受入ができない時があります。

※「入園のしおり」とともにお渡ししている「子どもの病気～症状に合わせた対応～」をよくご覧ください。（「保育所における感染症対策ガイドライン 2023 年一部改定版」参照）これは、まだ免疫力の弱い乳幼児がいるこども園での感染症のまん延を防ぐために、こども家庭庁が作成した指針によるものです。子どもたちのために、お互いにこのルールを守りましょう。

- 登園後 37.5 度以上になった場合は、様子を見て子どもさんの状況のご連絡をさせていただきます。
- 登園後 38 度以上の発熱で全身状態から体調不良と考えられる場合はご連絡しますので、すぐにお迎えをお願いします。

※熱は高くなくても、状態によって連絡させていただくことがあります。

## 【与薬について】

- 西宮市では、「与薬は原則的には保護者の役割と考え、こども園では、やむを得ない場合に保護者の依頼を受けて医師から処方された薬を保育中に投与する」としています。
- また、誤薬を避けるために、できるだけ一日 2 回処方とすることや、3 回の場合も朝・降園後・眠前の 3 回処方とし昼の投薬を行わないことが医師会との協議により確認されています。

### ※やむを得ず持参される場合

- 1 別紙の《与薬依頼票》に必要事項を記入し、薬と共に保育教諭にお渡しください。
  - 2 医療機関からの処方であることが必要です。保護者の判断で持参した薬は対応できません。
  - 3 1回分を持参してください。水薬は小さな容器に移してください。
  - 4 市販の薬、解熱剤、座薬、鎮痛剤はお預かりできません。
  - 5 長期間継続して飲まなければならない場合はご相談ください。
  - 6 吸入などの医療行為は園では実施できないことになっております。
- ※医療機関で、こども園に通っていることを医師に伝えてください。

### **【感染症の種類・感染症にかかった時について】**

- 感染症の病気にかかった時は“登所のめやす”を参考に静養してください。
- 集団生活可能な状態に回復されましたら〔登所可能証明書・登所届〕を持って登所してください。  
(用紙はこども園にあります。西宮市ホームページからダウンロードもできます。)
- こども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、原則、血液、便や嘔吐物で汚れた衣類やシーツなどは、二次感染を予防するため、そのままビニール袋に入れて持ち帰って消毒後に洗濯をしていただくか、処分していただくようお願いいたします。
- 適宜、感染症に関するお知らせを掲示等でお伝えいたしますのでご確認ください。
- 水いぼ、とびひについては、登所可能証明書・登所届は原則とっておりませんが、感染の可能性がないか、集団生活ができる状態であるか、医師の指示を確認してください。
- アタマジラミ発生時の対応について  
アタマジラミが見つかった場合は、必ず保育教諭にお知らせください。  
卵、成虫が見つかった場合は、速やかな対応のご協力を願いいたします。

【登所可能証明書、登所届が必要な感染症一覧】

①医師が記入した登所可能証明書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間(※)	登所のめやす
麻しん(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間(発症前24時間から発症後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日経過していること(乳幼児にあっては、3日経過していること)
新型コロナウイルス感染症	発症2日前から発症後7~10日間はウイルスを排出しており、特に発症後5日間は感染させるリスクが高い。	発症後5日を経過し、かつ症状軽快から1日を経過した場合に、6日目から登所が可能。
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘(水ぼうそう)	発しん出現1~2日前から痂皮(かさぶた)形成まで	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、頸下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)	—	医師により感染のおそれがないと認められていること。 (無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。)
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(ー)としている。

②医師から口頭で確認し、保護者が記入する登所届が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間(※)	登所のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後 24～48 時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (りんご病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱しん	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(－)としている。

<出典：こども家庭庁による「保育所における感染症対策ガイドライン」2023年一部改訂版>

○その他、発熱、咳、下痢、嘔吐、発疹等は乳幼児に多い症状ですが、登園してもよい状態か医師に必ず確認の上、登園してください。

## 保護者様

保育所等は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。

感染症にかかった時は症状が重くならないように療養し、周囲への感染拡大防止のためにも登所をご遠慮いただいております。

保育所等での集団生活が可能な状態に回復までされましたら、下記の「**登所可能証明書・登所届**」をご持参のうえ、登所くださいますようお願いいたします。

①登所可能証明書	②登所届
<b>医師の証明</b> が必要	医師の診断に従い、 <b>保護者の届け</b> が必要
麻疹（はしか）	溶連感染症
インフルエンザ	マイコプラズマ肺炎
新型コロナウイルス感染症	手足口病
風疹	伝染性紅斑（リンゴ病）
水痘（みずぼうそう）	ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	ヘルパンギーナ
結核	R Sウイルス感染症
咽頭結膜熱（ブル熱）	帯状疱疹
流行性角結膜炎	突発性発疹
百日咳	
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	
急性出血性結膜炎	
膿瘍炎菌性瞼膜炎	

## ご依頼

### 主治医様

集団生活可能な状態に回復しましたら、上記①の感染症について証明をお願いいたします。

(保育所等では、上記①の感染症について医師の証明、②の感染症については医師の診断に従い保護者より登所届を  
いただいております。) ※切り取り用

- ① 登所可能証明書（医師の証明）  
② 登所届（医師の診断に従い、保護者の届け）

どちらかに〇印を記入

### 施設長宛

児童名： \_\_\_\_\_ (生年月日 年 月 日)

病名： \_\_\_\_\_

集団生活に支障がない状態に回復しましたので、 年 月 日から登所可能です。

園児の健康状態等について、主治医連絡することに同意します。

年 月 日

医療機関名：

医師名（①の場合のみ）：

保護者名（②の場合のみ）：

※登所可能証明書の場合、医師名は必ず医師が記載

## 2.3. 警報発令時の対応について

### 【通常の気象警報が発令された場合（大雨・暴風警報）】

- ・通常の気象警報であれば保育を実施しますが、子どもの安全確保に万全を期すため、家庭での保育が可能な方は、家庭での保育をお願いします。
- ・状況によってはこども園からお迎えをお願いする場合があります。すぐに来られる体制を取つておいてください。
- ・公共交通機関等や電気・ガス・水道などのライフラインに相当な被害が予見される場合は、避難行動をとる可能性が高いため、勤務等やむを得ず保育を必要とする方のみの受け入れとします。

### 【西宮市に「特別警報」等が発令された場合】

- ・午前7時現在で「特別警報」が本市に発令された場合 → 「休所」とします。  
また、「特別警報」が解除された場合でも当日は「休所」とします。
- ・午前7時現在、「高齢者等避難」（警戒レベル3）や、「避難指示」（警戒レベル4）、「緊急安全確保」（警戒レベル5）が当園の所在する地域に発令されている場合 → 避難を開始する必要があるため「家庭での保育」とします。
- ・午前7時以降に「特別警報」や、「高齢者等避難」（警戒レベル3）や、「避難指示」（警戒レベル4）、「緊急安全確保」（警戒レベル5）が当園の所在する地域に発令された場合 → 避難を開始する必要があるため、速やかにお迎えに来てください。

<補足>

避難情報（警戒レベル）については、西宮市防災ポータルよりご確認ください。

<https://www.nishinomiya-bousai.jp/>



※気象庁、Yahoo 等で示される警戒レベル相当は、あくまで目安です。

必ず市からの避難情報をご確認下さいようお願いします。

西宮市防災ポータル HP

#### ア こども園へ登所中

避難勧告が出た場合は、避難所へ避難して下さい。それ以外は自宅待機とします。

#### イ 保育中の児童

降所が可能であればお迎えをお願いします。ただし、お迎えが可能な場合は、お迎えが可能になるまで園でお預かりします。（こども園内で安全確保、複数ある避難所からより安全性が確保される避難所へ避難するなど、こども園の状況に応じての対応となります。）

「特別警報」または、「警報時の交通機関の遮断」による「休所」の措置が取られた場合は、その後解除になった場合でも、当日のこども園の開所はありません。

◆「特別警報」が発表された場合、お住まいの地域は数十年に一度の、これまでに経験したことのないような、重大な危険が差し迫った異常な状況にあります。ただちに市町村の避難情報に従うなど、適切な行動をとってください。

## 【土砂災害、大雨などで「高齢者等避難（警戒レベル3）」、「避難指示（警戒レベル4）」が発令された場合】

- ・午前7時現在、「高齢者等避難（警戒レベル3）」、「避難指示（警戒レベル4）」が該当地域に発令されている場合 → 家庭での保育とします。
- ・午前7時以降に「高齢者等避難（警戒レベル3）」、「避難指示（警戒レベル4）」が該当地域に発令された場合 → 速やかにお迎えに来てください。

○避難所へ避難している場合は、コドモンと西宮よい子ネットからの配信や掲示等にてお知らせしますので、避難所へお迎えに来ていただくようお願いします。

○電気・ガス・水道などのライフラインが停止した場合など、保育に支障をきたす被害があった場合は休所とします。

## 【交通機関に影響が出た場合】

- (1) 公共交通機関（JR宝塚線・阪急バスの宝塚～西宮名塩間）のいずれかが通常通り運行されている場合 → 従来通り開所いたします。

○「警報」の意味を踏まえ、ご家庭での保育が可能な方（保護者が休暇日、産前産後休暇、育児休暇中等）ご家庭での保育をお願い致します。なおその場合も、やむを得ない事情のある方はお申し出ください。

○園行事は中止または延期となります。

- (2) 午前7時時点で、JR西宮名塩駅から宝塚間が不通、なおかつ、国道176号線生瀬西宮名塩駅間が不通の場合 → 「休所」となり、こども園はお休みです。

### 「休所」の場合は

①コドモンの「お知らせ一斉配信」、西宮よい子ネットでお知らせします。

※電話連絡は致しませんので、ご了承ください。

- (3) 午前7時以降にJR西宮名塩駅から宝塚間が不通、なおかつ、国道176号線生瀬西宮宝塚間が不通となった場合 → 随時「休所」とします。次の方法でお知らせしますので、お迎えをお願いします。

### 「休所」を決定した時点で

①コドモンの「お知らせ一斉配信」と西宮よい子ネットでお知らせします。

②勤務先等連絡先に電話でお知らせします。

## 【非常時災害について・・・もし災害が発生したときには】

1. 園内で待つことができる時は可能な限り、そのまま園でお迎えを待ちます。（第1次避難場所）
2. 園内で待つことができない時（避難命令発令時や園舎に被害がある場合等）には、周りの状況を確認してから第2次避難場所の東山台小学校へ移動してお迎えを待ちます。

### ●東山台小学校 西宮市東山台2丁目8-2 電話 0797-61-3420

3. 保護者のみなさんに極力電話等で連絡いたしますが、連絡がつかない場合は  
①東山ぼぽこども園または東山ぼぽこども園分園 ②東山台小学校 の順に所在確認をお願いいたします。
4. インターネットが利用できる場合は、「コドモン」と西宮よい子ネットでお知らせします。

## 24. 個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）

社会福祉法人ほっとスマイル東山ぽぽこども園は、以下の方針に基づき、個人情報の保護に努めます。

- 1 当法人は、個人の人格尊重の理念のもとに、関係法令等を遵守し、実施するあらゆる事業において、個人情報を慎重に取り扱います。
- 2 当法人は、個人情報を適法かつ適正な方法で取得します。
- 3 当法人は、個人情報の利用目的をできる限り特定するとともに、その利用目的の範囲でのみ個人情報を利用します。
- 4 当法人は、あらかじめ明示した範囲及び法令等の規定に基づく場合（別表2）を除いて、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく外部に提供しません。
- 5 当法人は、個人情報を正確な状態に保つとともに、漏えい、滅失、き損などを防止するため、適切な措置を講じます。
- 6 当法人は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・追加・削除・利用停止を求める権利を有していることを確認し、これらの申出があった場合には速やかに対応します。
- 7 当法人は、個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ速やかに対応します。
- 8 当法人は、個人情報を保護するために適切な管理体制を講じるとともに、役職員の個人情報保護に関する意識啓発に努めます。
- 9 当法人は、この方針を実行するため、個人情報管理規程を定め、これを当法人役職員に周知徹底し、確実に実施します。

平成19年12月1日制定

社会福祉法人 ほっとスマイル

理事長 東野 弘美

東山ぽぽこども園

園長 藤本 恵里

## 25. 写真・ビデオ等の取り扱いについて

デジタル機器やインターネット環境の進歩に伴い、撮影した写真や動画が、手軽に公開できるようになっています。写真や動画は個人情報であり、安心安全のためにも、その取り扱いには十分気をつける必要があります。次のルールを守っていただきますようご協力お願いいたします。

### <こども園からの掲載に関して>

保育の中で豊かな表情や遊びの様子を撮影できた際には、コドモン等でお知らせすることができます。十分な配慮をして撮影し、掲載に努めますが、どうしても、子どもの掲載をやめてほしいということがありましたら、お申し出ください。お申し出がない場合は、友達と一緒に姿などをお知らせとして、配信させていただきます。

### <掲載された写真や動画に関して>

個人情報ですので、以下のことを遵守願います。

- ①ホームページ、ブログ、SNS、動画投稿サイト等、インターネット上に公開しないこと  
＊公開する範囲に制限をかけている場合も、同様に公開しないこと
- ②個人で楽しむことを目的とし、譲渡しないこと
- ③必要がある場合でも、写っている人物の許可なくメールなどで送付したりしないこと
- ④その他、データを二次利用する行為全般を行わないこと

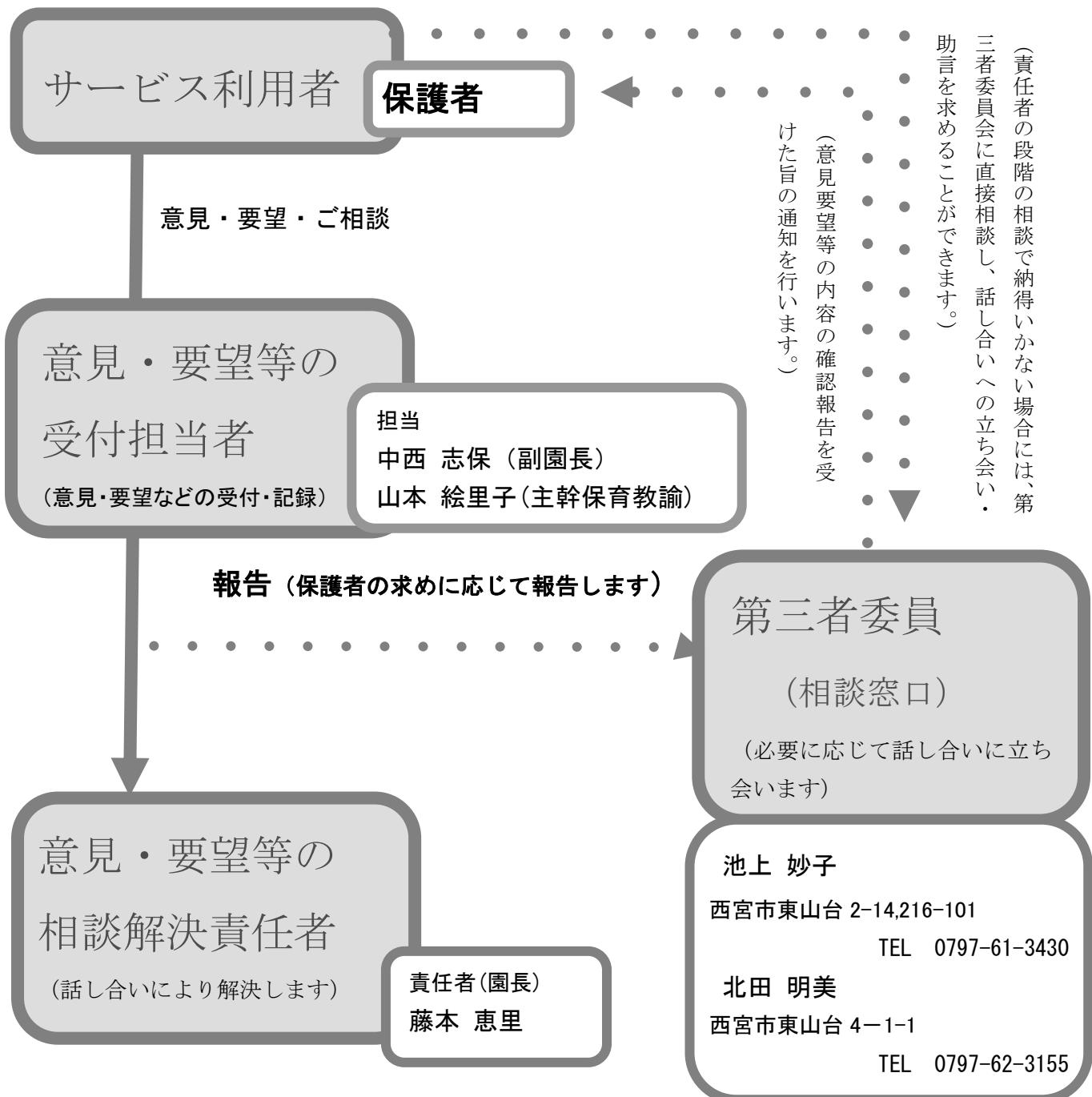
＊子どもさんだけが写っている写真であっても、園の活動の写真・動画は、インターネット上では公開しないようお願いいたします。

## 26. ご意見、ご要望について（解決の仕組みについて）

保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、必要な措置を講じます。

お気づきのこと、改善してほしいことなどがございましたら、ご遠慮なくお申し出ください。

わたしたちは、可能な限り保護者の皆様のご要望にお応えしたく努力をしております。当園では、職員の誰でもがご意見を賜りますが、制度として担当者と責任者をそれぞれ設けております。



※相談解決の結果（改善事項）は口頭もしくは文書で責任者よりご報告いたします。

※以上の仕組みで解決できないご意見・ご要望は、兵庫県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることもできます。

兵庫県福祉サービス運営適正化委員会の連絡先

TEL 078-242-6868 FAX 078-291-7070